

## 令和8年度向け建設工事に関する主な改正点等

## 1 主な改正点について

## (1) 週休2日制工事制度の導入について

将来にわたり社会資本（インフラ）の整備及び維持管理を継続するために必要な中長期的な担い手の確保・育成を図るため、建設業界の職場環境の改善の取り組みとして、本制度を導入することとしました。

## 主な内容

## ○対象工事

以下の工事を除く全ての工事のうち、入札公告又は入札通知の中で対象工事である旨を明示したものとします。

- ① 工期が1箇月未満の工事
- ② 災害復旧工事や供用時期の制約等がある工事
- ③ 営繕工事
- ④ 予定価格が200万円以下の工事
- ⑤ その他、現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難である工事

## ○発注方式

- ① 発注者指定型：発注者が必ず週休2日制で工事を行うことを指定した工事
- ② 受注者希望型：落札後、受注者が工事を週休2日制行うかを選択できる工事

## ○週休2日制工事の種類

以下のいずれかを実施した場合とします。

なお、①により実施することを原則とし、②は休日に作業が必要な工事や社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事に該当する場合に限り試行的に実施します。

- ① 現場事務所を「完全週休2日」・「月単位の週休2日」・「通期の週休2日」のいずれかにより4週8休以上の「現場閉所」を行ったと認められる場合
- ② 現場に従事した技術者及び技能労働者が交替しながら、「完全週休2日」・「月単位の週休2日」・「通期の週休2日」のいずれかにより4週8休以上の休日確保を行ったと認められる場合

## ○その他

- ① 工事成績評価は、発注方式ごとに現場閉所又は休日取得の履行実績に応じ、加・減点を行います。
- ② 経費の補正は、発注方式ごとに現場閉所又は休日取得の履行実績に応じ、補正係数を乗じた補正を行います。

○適用日 令和8年4月1日とします。

(2) 最低制限価格制度実施規程の一部改正について

近年の物価高騰による公共工事の品質の低下に対応するため、中央公契連モデルに準拠して現在の一般管理費等の算定式を改正しました。

なお、適用は令和8年4月1日とします。

[改正前]

【建設工事】
○直接工事費×0.97
○共通仮設費×0.90
○現場管理費×0.90
○一般管理費等×0.55
※(範囲) 予定価格の7.5/10～ 9.2/10



[改正後]

【建設工事】
○直接工事費×0.97
○共通仮設費×0.90
○現場管理費×0.90
○ <u>一般管理費等×0.68</u>
※(範囲) 予定価格の7.5/10～ 9.2/10

(3) 電子保証制度の導入について(資料1)

東日本建設業保証㈱を利用する場合、「前払金保証」及び「契約保証」の保証証書について、書面に代えて電子による提出も可能としました。(今まで通り書面による提出も可能です。)

なお、適用は令和8年4月1日とします。

(4) 工事費内訳書等の記載内容の変更について(資料2)

入札の際に提出していただく工事費内訳書について、国や県の取扱いに準じ労務費等の項目についても記載していただくことにしました。

なお、適用は令和8年4月1日とします。

また、労務費等の明示に必要な見積期間等を確保するため、500万円以上の指名競争入札に関しては見積期間を拡大します。

(5) 栃木県の共同受付への参加について

建設工事に関しては、令和9・10年度分の入札参加資格申請書の受付から、栃木県の共同受付に参加を予定しています。詳細は「2 主な留意点について」の「(3)入札参加に関する事務について」を確認願います。

## (6) 入札資料のPDFデータの扱いについて

令和7年度中の改正事項となりますが、単抜き設計書の鏡や数量総括表をテキスト形式でPDFデータにすることにより、入札額の見積り（積算）の際に利用しやすくなりました。

## 2 主な留意点について（上記1を除きます）

### (1) 建設工事の取り抜けについて

令和7年度に引き続き、同一日開札で同一工種かつ同一規模の建設工事における取り抜け及び近接工事における取り抜けを実施いたします。

#### ① 同一日開札における取り抜けについて

##### 【取り抜けの定義】

同一日に開札する競争入札において、原則同一工種かつ同一規模の建設工事※が複数あるときに、落札者を決定する建設工事の順番（落札決定順位）をあらかじめ定め、落札決定順位が上位の建設工事で落札者又は落札候補者（落札者等）となった者の他の建設工事における入札を無効とみなすことにより、落札者等を決定する入札方式。

※同一規模の建設工事とは工事種別ごとの格付等級が同一である建設工事をいいます。

##### 【適用対象工事】

適用対象となる工事は、条件付き一般競争入札及び指名競争入札による全ての建設工事（土木施設維持管理業務を含む。）で、次の条件を全て満たすものとします。

ア 同一日に入札公告又は指名通知を行い、かつ、同一日に開札を行う工事

イ 同一工種かつ同一規模の建設工事

※例外として、取り抜け方式による競争入札を行うと、競争性が確保できないおそれがあるときは、適用しない場合があります。

#### (例)

「道路整備工事〇〇線その1（土木一式工事）」と「同工事〇〇線その2（土木一式工事）」を同時発注（開札）した場合

→同一工種のため取り抜けとなります。

「道路整備工事〇〇線（土木一式工事）」と同一敷地内ではない「△△施設修繕工事（建築一式工事）」を同時発注（開札）した場合

→工種が異なるため取り抜けとなりません。

「道路整備工事〇〇線その2（土木一式工事）」と「舗装工事●●線（舗装工事）」を同時発注（開札）した場合

→工種に類似性があるため同一工種とみなし取り抜けとする場合があります。

② 近接工事における参加の取扱いについて

建設業者の健全な育成並びに適正な施工能力を重視するとともに競争入札の公平性の観点から現工事(現在施工中の工事)の施工業者を指名しないこととするため、市が新規に発注する工事箇所が現在請負中※の工事と隣接するもの(直線距離500m以内の工事又は工事区域が同一敷地内となるもの)については、「全ての工種を対象」に近接工事として取り扱って扱います。

※「請負中」とは、工事検査終了までとします。

例外として、災害復旧工事等の特別な場合は除きます。

(例)

「道路整備工事○○線その3(土木一式工事)」をA社が施工中で、500m以内で近接している「同工事▲▲線その1(土木一式工事)」を追加発注(開札)した場合

→A社は入札に参加出来ません。

「××施設改修工事(建築一式工事)」をB社が施工中で、同一敷地内で「××施設舗装工事(舗装工事)」を追加発注(開札)した場合

→B社は入札に参加出来ません。

(2) 上下水道に関する建設工事の区分について

区分の考え方については、「建設業許可事務ガイドラインについて(平成13年4月1日付国総建第97号)」に基づき、以下のように整理します。

① 土木一式工事

- ・公道下等の下水道の配管工事
- ・下水処理場自体の敷地造成工事
- ・農業用水道、かんがい用配水施設等の工事

② 管工事

- ・家屋その他の施設の敷地内の配管工事
- ・上水道等の配水小管を設置する工事

③ 水道施設工事

- ・上水道等の取水、浄水、配水等の施設工事
- ・下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事

(3) 入札参加に関する事務について

- ① 令和9・10年度を対象とした入札参加資格申請書の受付については、令和8年10月頃に実施する予定ですが、建設工事に関しては、前述のとおり栃木県が実施する共同受付に参加を予定しておりますので、栃木県に申請した方は本市への申請は不要となります。

なお、物品・役務に関する申請は前回同様本市への申請が必要となりますので

ご注意ください。

- ② 経営事項審査の有効期間は、結果通知書を受領したあと、審査基準日から1年7か月の間です。結果通知書の写しについては、毎回、総務課契約管財グループまで提出してください。審査を受けず失効又は提出を市から求められたにもかかわらず提出しなかった場合には、入札に参加できませんので注意してください。
- ③ 栃木県の取扱いと同様に、元請け及び一次下請業者については、社会保険等加入建設業者に限定します。ただし、法令により適用除外となる事業者は除きます。

#### (4) 入札の執行に関する事務について

予定価格の公表は、事前公表を基本としますが、1億円以上の土木工事及び設備工事、2億円以上の建築工事については、事後公表とします。

#### (5) 工事現場における現場・安全管理の確保について

- ① 現場代理人が兼任できる箇所数は、3箇所までとします。  
兼任する工事の請負代金額が4,500万円以上（建築一式工事の場合は9,000万円以上）において、現場代理人が現場に不在となる間には、現場の運営等を行うことができる者を選任し、常駐させてください。
- ② 主任技術者が兼任できる箇所数は、2箇所までとします。
- ③ 工事の施工にあたり、作業前の安全確認はもとより、作業中、作業完了後の安全確認を徹底してください。さらに、作業現場付近を通行する歩行者及び車両等への安全対策については、事故等を未然に防ぐ観点から十分に留意するとともに、併せて第三者への賠償責任保険等にも加入してください。

## 電子保証のご案内

### 『電子保証』とは？

『電子保証』とは、これまで書面をもって提供しておりました「前払金保証」「契約保証」「中間前払金保証」の保証証書について、インターネットを通じて電子的に提供できるようにしたものです。電子保証には次のようなメリットがあります。

#### ① 迅速・時短



保証証書を郵送で受け取るための待ち時間、提出のための移動時間・コストを削減できます。

#### ② 安心・安全



保証証書は安心・安全なクラウドサービスに保管されます。そのため紛失リスクがありません。

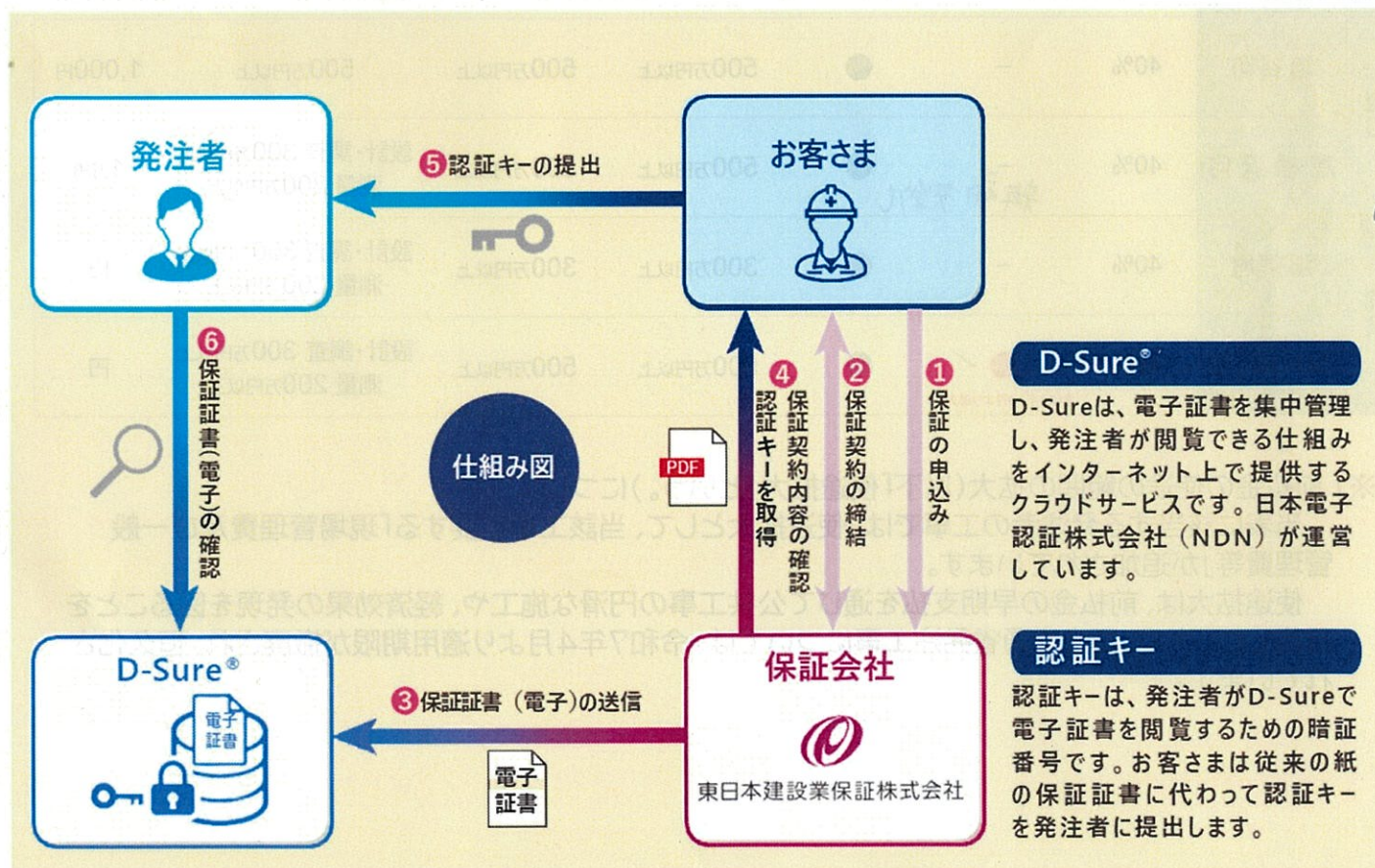
#### ③ コスト無料



導入費用や利用料は無料です。  
※インターネット接続料はお客様のご負担となります。

### 『電子保証』の仕組み

『電子保証』の仕組みは下図のとおりです。  
お客さまは保証証書の代わりに認証キーを発注者に提出し、発注者は「認証キー」を使ってD-Sureに保管されている電子証書を確認します。



# 令和8年度改正の概要（栃木県）

- 1 工事費内訳書の記載内容の変更
- 2 公共工事契約約款の改正
- 3 総合評価の対象工事の追加

